

金融第478-1号
令和6年3月28日

各金融機関本（母）店長 }
埼玉県信用保証協会会長 } 様

埼玉県産業労働部金融課長
横内 治（公印省略）

埼玉県中小企業制度融資要綱の改正（令和6年度）について（通知）

県制度融資の推進につきましては、日頃、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県中小企業制度融資要綱を改正し、令和6年4月1日から施行することとしましたので、お知らせします。改正の概要は別添のとおりです。

要綱その他の資料は当課が開設している関係機関向けホームページに掲載しておりますので、適宜御活用ください。

また、各金融機関本（母）店におかれましては、本県制度融資を取り扱う各支店宛て御周知くださいますようお願いいたします。

【県金融課の関係機関向けホームページ】

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

担 当：企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801
FAX：048-830-4814